

はじめに

あいコープの定める「農業政策」および「栽培基準」が決定されてから20年近くが経とうとしています。農業を取り巻く環境や情勢は年々変化しており、私たちの食の安全性を守るため農業政策、栽培基準は状況に応じて見直すことが求められます。

T P P 推進や二国間貿易協定、それに伴う減反政策廃止など、日本農業包囲網はぎりぎりとしてきました。「大規模化や高品質化で輸出作物を」など全く夢物語、耕地面積300ha以下が補助金対象の小規模農家という世界にあって、大規模化で対抗など日本では到底不可能です。中小規模専業、または兼業農家を増やし確実に自給することが日本農業のあるべき姿と考えます。あいコープが為すべきことは、生産者と協同し、より安全でよい農産物を供給し消費することです。

あいコープみやぎの農業政策の理念はとても単純明快です。それは「自分たちの食べるものは自分たちの国でつくること」。生産者と組合員がお互いを尊重し、協同で日本農業を守り育てること。日本の食文化を大切にすること。この2つに尽きます。

あいコープみやぎは、食糧自給と安全をめざします。そして、日本だけでなく、それぞれの国、地域や民族固有の食文化を大切に暮らす暮らしと生態系を大切にします。また生産者と協同で、再生産を保障する持続的農業の在り方を検証し実践していきます。これを実現するために、あいコープみやぎ農業政策を策定します。

1. あいコープみやぎは産直を基本にします。

ここで言う「産直」とは、単なる「産地直送」ではありません。生産者と消費者が人間的な信頼に基づいた対等な関係を結び、日本の農業と自然環境を守るという共通の目標を持ち、共に努力できることを大切にします。あいコープみやぎの「産直」を、より具体的に定義すると…

- 一. 生産者と栽培方法がすべて明らかである。
- 一. 生産者と生協（組合員や職員）との間で直接、交流や協議ができる。
- 一. 生産者に安全な食べ物作り（循環型農業・農薬の削減）を推し進めていく意欲がある。

あいコープみやぎは、上記の3条件を満たした「産直」によって、安全で健康な農産物を供給します。そのため、生産者が取り組む、自然循環に則った農法、化学合成農薬や化学肥料に頼らない栽培方法の研究と実践を支援し、ともに推し進めます。安全な食べ物作りへ向けた生産者の意欲と努力を最大限に重んじ、それに応える消費者側としての責任を果たしていきます。

それは、第一に、私たちのために生産された農産物を計画的に、できるだけ過不足なく消費すること。第二に、私たちのために生産された農産物を共に消費する仲間を増やしていくこと。そして第三に、地域の中に私たちの産直運動をアピールし、その意義を高めていくことです。

「地場生産－地場消費」について

私たちは、できる限り「地場生産－地場消費」を目指します。それは、輸送のためのロスやコストを省いて、鮮度・品質の良い農産物を短時間で届けるためですが、それだけに止まりません。生産者と組合員が日常的に、お互いの現場を見たり、話し合ったりすることが信頼関係の土台となるからです。

同時に、それは私たちの地域と環境の問題を考える契機にもなります。私たちは私たちの農法と運動を地域に広め、地域全体の農業と環境の保全に寄与していくことを目指します。

また、地場では生産できない作物、または地場だけでは供給期間が短すぎる作物は「適地適作」「適期栽培」の考え方の元に、提携生産者を全国に求めます。その場合も、お互いにできるだけ行き来し、情報交換を密に行ない、地場生産者と同じ様に信頼関係を築きます。

2. 栽培指針—安全で健康な農産物を供給するために

農作物とは、太陽、水、空気、土による自然の営みの中で、自然の恵みを受けながら作られるものです。そして、生産者の創意工夫によって、美味しく安全で健康な作物が栽培され、しかも、それは自然の循環に則った永続性のあるものでなければなりません。なおかつ、生産者にとって経済的に成り立ち、誇りを持って農業を続けられ、後継者育成につながるものでなければなりません。

このような農作物を供給するために、私たちは次のことを大切に考えます。これらは、農薬や化学肥料に頼らない栽培を進める上での基盤にもなるものと考えます。

「土づくりの重視」—“農業において人の為し得ることは土壌の微生物と作物にとっての環境を整えてやること”という考え方にに基づき、有機質肥料等を用いた地力の維持向上を重視します。

「適地適作」—地域の気候風土を生かし、地域固有の在来品種の栽培など、適地適作を推し進めます。在来種の栽培は、自家採種による種の継承ができ、遺伝子組換えの問題もありません。

「適期栽培」—作物の季節性(旬)を大切にします。これは余計なエネルギーを使用せず、地域の食文化を守ることに繋がります。

この基本的な立場の上に、私たちの扱う農産物について、以下に述べる「栽培指針」を定めます。また、「栽培指針」を実践していくに当たって必要となる、項目・品目ごとの基準や細則については、別に「栽培基準」を定め、その中で明らかにします。

あいこープみやぎは、「農業政策」「栽培指針」の考え方に立った生産者によって、「栽培指針」「栽培基準」を遵守し栽培された農産物を供給します。

指針① 土作り-----

森林では動植物が土壌から養分を貰っても、その養分はいずれ動植物の糞尿・落ち葉また動植物の「死」によって土壌に還元される、という物質循環が保証されています。このことは森林が農耕地に比べて高い生産力を維持している大きな理由です。

農耕地について考えたとき、森林のような物質循環は望めないとしても、家畜の排泄物、植物の残骸や生ゴミは発酵・腐熟させる過程を経て、土壌に還元されていくことができると考えます。土から貰った貴重な養分を回収してきちんと土壌に戻すという視点を大切に、資源の循環を推し進めていくことが土作りです。この点に着目し、生産者と消費者(農村と都市)が同じ言葉で語り合い運動していくことができます。このようなことから、土作り(堆肥作り)の定義をします。

◇堆肥

堆肥(厩肥)は家畜の排泄物や植物の落ち葉、枯れ木などを堆積・腐熟させたもので、土壤に施すことにより、土壤微生物と作物の生育する環境を整えるものです。安定的な生産性に寄与し、しかも永続性のある農業生産を営むためには、その地域が持っている資源を、できるだけ無駄なく循環再生させることが不可欠です。そういった循環型農業を目指していく上でも、あいコープみやぎは、生産者に堆肥の使用を奨励します。ただし、未完熟の堆肥は作物の生育障害を招くため避けなければなりません。生産者自身がお互いに情報交換し研究しながら、良質な完熟堆肥の作り方、施し方に創意工夫をして有効利用していくよう努めていきます。

◇有機質肥料

魚肥、骨粉、米ぬか、油かすなど、自然界にある動植物由来の残骸物を有機質といいます。有機質は動物質と植物質に大きく分かれ、さらに窒素分が多いものとリン酸分が多いものに分類できます。これらをうまく組み合わせ合わせて混ぜ合わせ、発酵させたものがボカシ肥料(有機質肥料)となります。ボカシ肥料は、根—微生物—土の三者の共生関係を創り出しながら、様々な微量成分(ミネラル)を根に供給し、それによって、作物の品質の向上や耐病性の強化によって、減農薬につなげることができます。有機質肥料の使用を土づくりの一環とする農法を奨励し、生産者間、産地間での技術交流によって、より良い土づくりを目指します。

◇化学肥料

化学肥料を使い続けると土壤は団粒性を失い、通気性、保水性、保温性という作物にとってきわめて大切な土の特性が失われます。同時に水環境を中心に環境に負荷を与えることも大きな問題です。河川や湖沼の富栄養化の原因のひとつとなります。

一方で、化学肥料の使用を一切やめることは現状では困難であることも事実です。生産者の判断により、土壤の性質と作型・品目の都合上、有機質肥料のみで補うことが困難な場合に限り、補助的な使用を認めざるを得ません。しかし、生産者が化学肥料の問題性をきちんと認識し、有機質肥料への転換に努力していくことが大切です。

指針② 農薬-----

農薬は基本的に毒であり、生産者、消費者、環境にも影響を及ぼすものです。わたしたちは《農薬不使用》の農産物の供給を目指し、生産技術向上を生産者に呼びかけ、その努力を組合員と共有します。一方で、生協の求める収量や品質を満たすためには、現段階で全面的な農薬の使用禁止は困難であり、次の場合には最小限の農薬使用を認めます。

- 一. 生産物および土壤の特性から、経験的に農薬不使用栽培が現状困難であると認められる場合。
この場合は、予め栽培計画書に記載しなければなりません。
- 一. 予想を大きく上回る天候不順、病虫害発生等によって、著しい収穫減が見込まれ、有機質資材の使用等ではおさえられないと判断される場合。栽培計画書での記載がない緊急の場合は、栽培計画変更申請書を生協事務局に提出しなければなりません。また申請書が間に合わないような緊急の場合、速やかに生協事務局に報告の上、事後に申請書を提出するものとします。

この場合、農薬の「安全使用基準」および「適正使用基準」に則り、使用しなければなりません。また使用する農薬についても、優先的に削減を目指す農薬(あいコープ削減対象農薬)を定め「**あいコープみやぎ栽培基準**」において明らかにします。また、有機 JAS 規格「別表2」で野菜に使用が許容される農薬については、その使用を認め、化学合成農薬に頼らない栽培体系の確立を推奨します。

指針③ 環境ホルモン-----

環境ホルモン＝内分泌攪乱化学物質とは「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」のことです。環境ホルモンは、ごく微量で作用し、特に子供や胎児への悪影響が大きいといわれます。また家庭で使用される合成洗剤にも環境ホルモンが含まれる場合があります。農薬や合成洗剤の使用量削減・全廃は、最大の環境ホルモン対策でもあることを認識し、組合員と生産者との協同でこれに全力で取り組みます。

指針④ 農薬以外の資材・天然系資材-----

農薬の使用を減らすため、防除対策として農薬以外の資材・天然系資材を使用することを奨励します。ただし、原料及び製造方法が不明確なものは使用できません。有機 JAS 規格「別表1」の許容資材リスト等も参照し、地域と作物に適した土壌環境の整備に努めます。

指針⑤ 遺伝子組換え作物-----

遺伝子組み換えとは、生物の遺伝子(DNA)の一部を種の異なる遺伝子や人工合成された遺伝子等と組み換えて、生物を遺伝的に改変する技術のことです。この技術は従来の品種交配とは異なり、自然界では絶対に起こり得ない「種の壁を越える」事態を人工的に作り出すものであり、その安全性は全く保障されていません。また遺伝子組換えで作られた種子などは、在来品種を圧迫し、適地適作にも反します。遺伝子組み換え技術の用いられた種子・苗の使用は禁止します。

その他、栽培に関わる事項の詳細は「あいコープみやぎ栽培基準」を参照してください。

4. 栽培管理と商品案内

食の自給と安全を求め、産直に取り組むうえで、最も重要なことは、生産者と生協組合員との「信頼関係」にほかなりません。情報公開は、そのための基本的な行動の第一歩です。

あいコープみやぎが取扱う農産物は、栽培の計画と記録が確認でき、生産者から提出された書類とその検証をもとに、商品案内に栽培方法の表示を行ないます。

あいコープみやぎの「栽培管理・商品案内」の目的

① 情報公開と信用の確立

→あいコープみやぎの農産物の信頼性の確立

② 栽培行程管理の正確性・信頼性の確立

→産地とその農産物の社会的評価を高める

→GAP(適正農業規範)への取り組み

→第三者認証・監査への対応

③ 品質・安全性・環境対応の持続的な改善取り組み

→栽培する農産物の持続的レベルアップ

④ 産地とあいコープみやぎのコンセプト共有・リスク共有による提携強化

→産直運動のレベルアップと組合員の結集力強化

⑤ 産地とあいコープみやぎの提携関係の体制とルール・責任の明確化

→組織(産地とあいコープみやぎ双方)の管理能力強化と情報流通・意思疎通の円滑化

商品案内上の表示方法

あいコープみやぎは、生産者から公開された情報を、積極的にわかりやすく組合員全体へ伝えていきます。そして、組合員の学習活動、現地確認活動、交流活動によって、公開された情報を理解し共有化する努力をし、地域での拡大と利用結集に結びつけていきます。

* 詳細については別途、定めます。

作物への「生産者カード」の添付

あいコープみやぎへ作物を出荷する際には、生産者は、作物に生産者カードを添付するように努めることとします。生産者カードへの記載する必須項目は、品名、団体名、生産者名、生産地です。食べ方、メッセージ等も、必要に応じて記載します。また生産者カードに一般栽培との農薬散布回数比較を行なうことを可とします。

5. 出荷規格

一般に販売される農産物は、工業製品のように細かくサイズや形を揃え、きれいに洗い外観が整えられています。しかし、それは農産物本来の価値とは関係がありません。私たちの産直野菜は見掛けよりも、農作物本来の価値である、おいしさと安全性を重視します。細かなサイズ分け、ランク分けはせず、また、土付き、泥付きのまま供給することを基本とします。

ただし、組合員が納得して購入でき、市販品との対抗性においても産直品を評価できるように、農産物の大きさや重さの下限(と上限)、品質規格を定めます。これを「出荷規格」と呼び、作物ごとに別途詳細を定めます。

6. 改定後の栽培基準達成に向けて

私たちの産直運動は、「食の自給と安全を目指す」「日本の農業と環境を守る」という大きな目標に向かって、これからも深化・発展していきます。そのために何よりも必要なのは、生産者と消費者(生協組合員や職員)とが対等の関係でオープンに話し合えることです。

農法研究会の役割

この農業政策および栽培指針は、これで“完成”ではなく、私たちの産直運動と軌を一にして、その内容を深化・発展させていくべきものです。そのための協議の場として、ベテランから若手まで含めた県内および近隣地域の生産者で構成する「農法研究会」をあいコープ共生会内に設けます。この「農法研究会」では、栽培技術向上を目的とした産地間交流や、栽培実験等を自ら考え実行します。「農法研究会」の活動を通して見えてきた生産現場の課題を都度生協に伝え、共に解決していく機関の役割を担います。「農法研究会」より提起された事項については、共生会幹事会で答申され、理事会の承認をもってあいコープ農業政策・指針・基準に反映されるものとします。

産地と生協が協力して農薬削減を目指します

生産現場での病虫害防除の観点から直ちに使用を止めることが困難な農薬については、農法研究会が中心となり産地と生協が協同で削減計画を策定、実験研究を進めます。研究成果を共有することで産直産地全体の栽培技術向上、栽培基準達成を目指します。

組合員への情報発信

あいコープ栽培基準達成に向けた産地の取組みを、商品カタログ・まんま通信や、組合員向け機関紙においてその取組みの進捗状況、達成度等の情報発信を行うことで、生産現場での努力を組合員と共有します。

以上